

事務連絡
令和8年5月27日

各
〔 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市 〕
障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

食事療養標準負担額等の見直しに係る
療養介護医療費等に関する事務の取扱いについて

障害保健福祉・児童福祉行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第66号。以下「改正告示」という。）により、令和8年6月1日より食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額等」という。）の見直しが行われました。

これに伴い、令和8年6月1日以降に療養介護医療及び障害児入所医療に係る負担上限月額を算定する際には、改正後の食事療養標準負担額等を用いるようお願いいたします。

また、これに関し、ご留意いただきたい点について、下記のとおりお示しいたしますので、ご了知の上、管内市町村への周知等にご配慮いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

記

1 見直しの概要

改正告示により、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額等については、表1及び表2のとおり、後期高齢者医療の食事療養標準負担額等については、表3及び表4のとおり改正することとされている。（下線部が改正部分）

表 1

	対象者の分類	食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	1食につき 550 円
B	C、Dのいずれにも該当しない児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（以下「指定難病患者」という。）	1食につき 330 円
C	低所得者Ⅱ（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 42 条第 1 項第 5 号、同条第 3 項第 5 号又は同条第 4 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。表 2 において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超
D	低所得者Ⅰ（健康保険法施行令第 42 条第 3 項第 6 号又は同条第 4 項第 6 号に掲げる者に該当していることにつき保険者の認定を受けている者をいう。表 2 において同じ。）	1食につき 130 円

表 2

	対象者の分類		生活療養標準負担額
A	医療の必要性の低い者	B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「基準」とい。）の入院時生活療養（Ⅰ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院
			入院時生活療養（Ⅱ）（基準の入院時生活療養（Ⅱ）をいう。以下同じ。）を算定する保険医療機関に入院
B		低所得者Ⅱ	1日につき 430 円と 1食につき 270 円との合計額
C		低所得者Ⅰ	1日につき 430 円と 1食につき 160 円との合計額
D	医療の必要性の高い者※ 1（指定難病患者を除く）	E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院
			入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院
E		低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
			過去 1 年間の入院期間が 90 日超
F		低所得者Ⅰ	1日につき 430 円と 1食につき 130 円との合計額
G		H、I、Jのいずれにも該当しない者	1日につき 0 円と 1食につき 330 円との合計額
H	指定難病患者	低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
			過去 1 年間の入院期間が 90 日超
I		低所得者Ⅰ	1日につき 0 円と 1食につき 130 円との合計額
J		境界層該当者※ 2	1日につき 0 円と 1食につき 130 円との合計額

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 食費及び居住費について 1 食 110 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者

表 3

対象者の分類		食事療養標準負担額
A	B、C、Dのいずれにも該当しない者	1食につき 550 円
B	C、Dのいずれにも該当しない指定特定医療を受ける指定難病患者	1食につき 330 円
C	低所得者Ⅱ（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「高確令」という。）第 15 条第 1 項第 5 号又は同条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。表 4において同じ。）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
		過去 1 年間の入院期間が 90 日超
D	低所得者Ⅰ（高確令第 15 条第 1 項第 6 号若しくは同条第 2 項第 6 号又は第 14 条第 7 項に掲げる者に該当していることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者をいう。表 4において同じ。）	1食につき 130 円

表 4

対象者の分類			生活療養標準負担額
A	医療の必要性の低い者	B、Cのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院
			入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院
B	医療の必要性の低い者	低所得者Ⅱ	
C		低所得者Ⅰ	
D	医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く）	E、F、Jのいずれにも該当しない者	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院
			入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院
E	医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く）	低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
			過去 1 年間の入院期間が 90 日超
F	医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く）	低所得者Ⅰ	
G		H、I、Jのいずれにも該当しない者	
H	指定難病患者	低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内
			過去 1 年間の入院期間が 90 日超
I	指定難病患者	低所得者Ⅰ	
J		境界層該当者	

2 受給者証の取扱い

現在、改正前の食事療養標準負担額等をもとに算定された療養介護医療及び障害児入所医療に係る負担上限月額（以下「改正前負担上限月額」という。）が受給者証に記載されているが、令和8年5月31日以前に発行した受給者証については、必ずしも同日までに再交付等する必要はなく、発行済みの受給者証に記載された改正前負担上限月額を改正後の食事療養標準負担額等を基に算定された療養介護医療及び障害児入所医療に係る負担上限月額（以下「改正後負担上限月額」という。）に読み替えて対応して差し支えない。このことについて、施設等での利用者負担額受領時に混乱が生じないように、指定療養介護事業所及び指定障害児入所施設等並びに利用者に対し、十分周知いただきたい。

なお、令和8年6月1日以降に交付する受給者証については、改正後負担上限月額を記載して発行する必要があるのでご留意いただきたい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係

TEL：03-5253-1111（内線：3148）

こども家庭庁支援局障害児支援課企画法令係

TEL：03-6861-0062（直通）